

国家戦略特別区域及び 区域方針 (案)

目 次

1. 広島県・愛媛県今治市	1
2. 東京圏	2
3. 福岡県福岡市・北九州市	4

(注) 本方針については、「国家戦略特別区域基本方針」(平成 26 年 2 月 25 日閣議決定)及び「『日本再興戦略』改訂 2015」(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)に即して定めるものとする。

国家戦略特別区域及び区域方針（案）

平成●年●月●日 内閣総理大臣決定

X. 広島県・愛媛県今治市

1. 対象区域

広島県及び愛媛県今治市

2. 目標

「しまなみ海道（西瀬戸自動車道）」で繋がる広島県と今治市において、多様な外国人材を積極的に受け入れるとともに、産・学・官の保有するビッグデータを最大限に活用し、観光・教育・創業などの多くの分野におけるイノベーションを創出する。

3. 政策課題

- (1) 創業人材を含めた高度外国人材の集積の推進
- (2) 雇用ルールの特化によるグローバル企業・新規企業への支援
- (3) 地場製造業や新たなホスピタリティ・サービス産業の活性化
- (4) スポーツ・教育面における国際交流拠点の整備
- (5) 観光分野における先進的な「自治体間連携モデル」の推進

4. 事業に関する基本的事項

（実施が見込まれる特定事業等及び関連する規制改革事項）

<雇用・労働>

- ・ 多様な外国人受入れのための在留資格の見直し【家事支援、創業】
- ・ クールジャパン外国人材の就業促進
- ・ 技能実習制度の拡充
- ・ 高度人材ポイント制度の拡充
- ・ グローバル企業等に対する雇用条件の整備【雇用条件】
- ・ 官民の垣根を越えた人材移動の柔軟化【官民人材】

<都市再生・まちづくり>

- ・ 「道の駅」の設置主体（地方公共団体等）の民間拡大

<教育>

- ・ 国際教育拠点の整備（獣医師系（ライフサイエンスなどの新たに対応すべき分野））

<医療>

- ・ 臨床修練制度を活用した外国人医師の診療所における診察【外国医師診療所】

<その他>

- ・ 小型無人機による公共インフラの保守管理など

I. 東京圏

1. 対象区域

東京都、神奈川県並びに千葉県千葉市及び成田市

2. 目標

2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックも視野に、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集める国際的ビジネス拠点を形成するとともに、近未来技術の実証や創薬分野等における起業・イノベーションを通じ、国際競争力のある新事業を創出する。

3. 政策課題

- (1) グローバルな企業・人材・資金等の受入れ促進
- (2) 女性の活用促進も含めた、多様な働き方の確保
- (3) 起業等イノベーションの促進、創薬等のハブの形成
- (4) 外国人居住者向けを含め、ビジネスを支える生活環境の整備
- (5) オリンピック・パラリンピックを視野に入れた国際都市にふさわしい都市・交通機能の強化

4. 事業に関する基本的事項

(実施が見込まれる特定事業等及び関連する規制改革事項)

<都市再生・まちづくり>

- ・ 国際的ビジネス拠点の形成に資する建築物の整備【容積率】
- ・ まちなかの賑わいの創出【エリアマネジメント】
- ・ 外国人の滞在に適した宿泊施設の提供【旅館業法】

<雇用・労働>

- ・ グローバル企業等に対する雇用条件の整備【雇用条件】
- ・ 多様な外国人受入れのための在留資格の見直し【家事支援、創業】

<医療>

- ・ 外国人向け医療の提供【外国医師】
- ・ 健康・未病産業や最先端医療関連産業の創出【病床、外国医師、保険外併用】
- ・ 国際的医療人材等の養成【医学部、病床、外国医師、有期雇用】
- ・ 遠隔服薬指導の実施

<保育>

- ・ 地域限定保育士試験の実施【地域限定保育士】
- ・ 待機児童解消のための都市公園内への保育所設置【都市公園保育所】

<歴史的建築物の活用>

- ・ MICEに伴うアフターコンベンションの充実【古民家等】

<その他>

- ・ 法人設立手続の簡素化・迅速化（書類の英語対応や一元的窓口の設置等）
- ・ 都市部等における小型無人機及び自動走行等の近未来技術実証のための制度整備

V. 福岡県福岡市・北九州市

1. 対象区域

福岡県福岡市及び北九州市

2. 目標

雇用条件の明確化及び高年齢者の就業支援などの雇用改革等を通じ国内外から人と企業を呼び込み、起業や新規事業の創出等を促進することにより、社会経済情勢の変化に対応した産業の新陳代謝を促し、産業の国際競争力の強化を図るとともに、更なる雇用の拡大を図る。

3. 政策課題

- (1) 起業等のスタートアップに対する支援による開業率の向上
- (2) MICE の誘致等を通じたイノベーションの推進及び新たなビジネス等の創出
- (3) 高年齢者の活躍や介護サービスの充実による人口減少・高齢化社会への対応

4. 事業に関する基本的事項

(実施が見込まれる特定事業等及び関連する規制改革事項)

<雇用・労働>

- ・ 創業後5年以内のベンチャー企業等に対する雇用条件の整備【雇用条件】
- ・ 多様な外国人受入れのための在留資格の見直し【創業】
- ・ 高年齢者の雇用促進
- ・ 官民の垣根を越えた人材移動の柔軟化【官民人材】

<医療・介護>

- ・ 外国人向け医療の提供【病床、外国医師】
- ・ 介護ロボットの導入促進

<都市再生・まちづくり、歴史的建築物の活用>

- ・ まちなかの賑わいの創出【エリアマネジメント、古民家等】
- ・ 外国人の滞在に適した宿泊施設の提供【旅館業法】

<別紙>

略 称	「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針」(平成 25 年 10 月 18 日日本経済再生本部決定)における規制改革事項(※は、全国規模)
【病床】	病床規制の特例による病床の新設・増床の容認
【外国医師】	国際医療拠点における外国医師の診察、外国看護師の業務解禁 (一部※)
【保険外併用】	保険外併用療養の拡充
【医学部】	医学部の新設
【雇用条件】	雇用条件の明確化
【有期雇用】	有期雇用の特例 (※)
【公設民営学校】	公立学校運営の民間への開放(公設民営学校の設置)
【容積率】	都心居住促進のための容積率・用途等土地利用規制の見直し
【エリアマネジメント】	エリアマネジメントの民間開放(都市機能の高度化等を図るための道路の占有基準の緩和)
【旅館業法】	滞在施設の旅館業法の適用除外
【農業委員会】	農業委員会と市町村の事務分担
【農業生産法人】	農業生産法人の6次産業化推進等のための要件緩和
【信用保証】	農業への信用保証制度の適用
【農家レストラン】	農家レストランの農用地区域内設置の容認
【古民家等】	古民家等の歴史的建築物の活用のための建築基準法の適用除外など(※) (特区における特例措置である「歴史的建築物に関する旅館業法の特例」を含む)

略 称	「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針」(平成 26 年 10 月 10 日国家戦略特別区域諮問会議及び平成 27 年 3 月 19 日国家戦略特別区域諮問会議とりまとめ)における主な規制改革事項など
【公証人】	公証人の公証役場外における定款認証
【家事支援】	外国人家事支援人材の活用
【創業】	創業人材等の多様な外国人の受入れ促進
【官民人材】	官民の垣根を越えた人材移動の柔軟化
【医療法人】	医療法人の理事長要件の見直し
【シルバー人材】	農業等に従事する高齢者の就業時間の柔軟化
【地域限定保育士】	「地域限定保育士」の創設(政令市による当該保育士試験の実施を含む)
【NPO】	NPO法人の設立手続きの迅速化
【国有林野】	国有林野の民間貸付・使用の拡大
【iPS】	iPS細胞から製造する試験用細胞等への血液使用の解禁
【都市公園保育所】	都市公園内における保育所設置の解禁
【外国医師診療所】	外国医師による診療範囲の拡充